

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
1	募集要項	1	1-(4)-③	敷地面積17,401.55㎡との記載があるが、17,401.55㎡の範囲を明確化したく、周辺施設との管理境界を図面等でお示ください。	周辺施設等との管理境界を明確にした「(資料1)あきた芸術劇場敷地面図」を公表しました。
2	募集要項	1	1-(7)	施設利用者数及び利用料金の実績に関連し、施設ごとの、日ベースの利用率と区分別の回転率について、R5～7年の実績(月別・年間)をお示ください。	公募の公平性を確保するとともに、事業計画及び収支計画に必要な基礎的情報を提供する観点から、過去3年間の稼働率及び利用者数(月別・年間)を「(資料2)あきた芸術劇場管理運営状況(令和5年度～令和7年度)」により公表しました。 なお、日別の実用率及び利用区分別の回転率は、当該項目に係るデータを集計・保存していません。
3	募集要項	2	2	業務の一部を承認を受け第三者に委託することができるのとあるが、現在の指定管理者が、承認を受け第三者に委託している業務名、内容、委託金額について、過去3年分の実績を開示願います。	各年度の年間委託料は、県が実施する指定管理者導入施設評価における「指定管理者制度導入施設評価票」で公表しています。 委託業務名及び内容は、現指定管理者の営業に関わる情報のため公表しません。
4	募集要項	2	3	確認ですが、指定管理料の上限は、表で示されている各年度の金額ということでしょうか、それとも指定期間総額1,689,808千円を上限とし各年度の積算金額を上回ることが可能ということでしょうか、ご教示ください。 「将来の変動見込額」とは、現在の経費実績もしくは計画に対して、物価変動を見込んで計算された金額ということでしょうか、ご教示ください。 「将来の変動見込額」については、どういう算式に基づき、増減させるのか、ご教示ください。 収支計画策定に関して、人件費、維持管理費、光熱水費以外の費目については、物価情勢を考慮しないということでしょうか、ご教示ください。 ここでいう「維持管理費」について、その費目の詳細を、ご教示ください。	指定管理料の上限は、指定期間の総額(1,689,808千円)が上限となります。 「あきた芸術劇場指定管理者募集要項」3-(2)でお示ししている各年度の金額は積算額であり、指定期間の総額の範囲内であれば、各年度の積算額を上回る計画とすることも可能です。ただし、積算額と大きく乖離した提案を行う場合は、事業計画書等において具体的な積算根拠を示していただく必要があり、事業計画および収支計画の妥当性・実現可能性の観点から審査を行います。 「将来の変動見込額」の考え方についてはお見込みのとおりです。経費実績に対して物価変動等を見込んで計算した額となります。 「将来の変動見込み」は、最低賃金の改定に伴う人件費の上昇や、エネルギー価格の高騰による光熱水費の増大など、指定管理者の経営努力の範疇を超えた公的・外的な要因による増額経費を対象とし、最新の実勢単価等を参考に算出しています。なお、収支計画は、申請者の創意工夫や経営努力に基づき主体的に策定するものであるため、提示している指定管理料の総額の範囲内で、申請者において適正に積算してください。 維持管理費の費目は、「あきた芸術劇場指定管理業務仕様書」4-(3)(①から⑫まで)及び別表3を参考としてください。
5	募集要項	2	3-(1)	「劇場の施設及び附属設備の利用に係る料金収入」は指定管理者の収入とのことですが、駐車場の料金収入もこの料金収入に含まれるでしょうか。 含まれる場合、令和5～7年度の駐車場の料金収入をご教示ください。また、1ページ「1(7)②利用料金」のうち、どの項目に含まれているかも併せてご教示ください。	「劇場の施設及び附属設備の利用に係る料金収入」の駐車場利用料金収入についてはお見込みのとおりです。 過去3年間の駐車場利用料金収入実績は、「(資料2)あきた芸術劇場管理運営状況(令和5年度～令和7年度)」により公表しました。 「あきた芸術劇場指定管理者募集要項」1-(7)-②に駐車場利用料金は含まれていません。
6	募集要項	2	3-(2)	5年間合計の指定管理料提案額が1,689,808千円を超過しなければ、各年度の指定管理料提案額は、表で示された金額を超過する年度があっても差し支えないでしょうか。	人件費、維持管理費、光熱水費の実勢等に基づき毎年度増減させる予定であり、全額を無条件に交付するものではありません。

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
7	募集要項	2	3-(2)	(2)の表の「各年度における指定管理料」は、「将来の変動見込み額」を含めて、まずはその全額が(年数回に分けて)交付されるものですか。	No.6のとおりです。
8	募集要項	2	3-(2)	企画事業に要する指定管理料については、積算されている見込額があれば、ご教示ください。 確認ですが、企画事業に要する指定管理料については、(2)で示されている指定管理料に含まれているということでしょうか、ご教示ください。	企画事業費(積算額)は、申請者の提案事項のため、県及び市の積算額は公表しません。 企画事業に要する経費は、お見込みのとおりに指定管理料に含まれています。
9	募集要項	2	3-(2)	説明会時に言及のあった利用料金の改定について、県・市の積算における変更後の利用料金増収見込み額(=指定管理料上限減少額)について開示ください。	利用料金は、現行使用料から10%程度引き上げ、提示した指定管理料に反映しています。 利用料金改定に伴う増収見込み額は、申請者の創意工夫やノウハウを反映した事業計画に基づき算定いただくものと考えことから、県及び市の積算額は公表しません。
10	募集要項	3	5	利用者数の目標の設定根拠を、ご教示ください。	令和7年度実績を基準とし、令和9年度から段階的に上昇するよう設定しています。
11	募集要項	3	5	現地説明会にて説明のあった利用者数のカウント方法は県・市が定めたものか、現指定管理者が自ら定め運用しているのか、どちらでしょうか。 なお、説明されたカウント方法はあくまで見込・予定者数であり、実際の利用者数と乖離があると思いますが、指定管理者が独自に設定することは可能でしょうか。	現地説明会で説明した利用者数の算出方法は、現指定管理者が設定し、運用しています。 利用者数の算出方法は、指定管理開始までに県及び市と協議の上、設定することとします。
12	募集要項	4	7-(1)	提出書類の一部(就業規則等、分量の多い書類)は両面印刷としてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
13	募集要項	4	7-(1)-⑤	法人の登記事項証明書とありますが、履歴事項全部証明書でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
14	募集要項	4	7-(1)-⑫	本社所在地の地方税の納税証明書ですが、未納の税額が無いことの証明書がないため、年度を指定して発行する必要があります。直近1事業年度などご指定がございましたでしょうか。	所在地の自治体において「未納の税額がないことの証明書」が発行されない場合は、直近1事業年度分の納税証明書(その自治体で課税されている全税目がわかるもの)を提出してください。
15	募集要項	5	7-(5)	情報公開に関して、提出書類の多くは競争上の優位性を左右する可能性が高いものです。開示に先立ち、情報公開条例の趣旨に則り、応募者に対し意見聴取の場がきちんと与えられますか。	お見込みのとおりで、事前に意見聴取を行います。
16	募集要項	5	8	接触を避けるため、あきた芸術劇場指定管理者の候補者選定委員会の人数、メンバー、属性等について開示ください。	指定管理者の候補者選定委員会に係る委員名簿は、申請受付終了後に公表予定です。
17	募集要項	7	9	別表にある「小破修繕」の金額目途をお示しいただくとともに、支出実績に関し過去3年分を開示ください。また、これは仕様書P6にある⑬修繕業務に計上する年間3,000千円を指すものと理解して良いでしょうか。	金額目処は「あきた芸術劇場指定管理者募集要項」9-「別表」-(1)のとおりで す。 年間3,000千円の小破修繕費については、お見込みのとおりで す。 支出実績は、県が実施する指定管理者導入施設評価における「指定管理者制度導入施設評価票」で公表しています。

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
18	募集要項	8	9-【別表】-(1)-③	1件当たり50万円以上の修繕は、小破修繕以外の修繕という理解で宜しいでしょうか。また、費用負担は県及び市でしょうか。	1件当たり50万円以上の修繕については、お見込みのとおりです。 費用負担については県及び市との協議事項となります。
19	募集要項	9	9-【別表】-(7)	指定管理者が加入すべき「施設賠償責任保険」および「貸館対応興行中止保険」の付保内容をご教示ください。	保険内容は、「あきた芸術劇場指定管理業務仕様書」4-(6)-⑨-Iに記載のとおり、申請者の提案事項です。
20	募集要項	11	14-(4)	「指定管理者は、劇場内において、県及び市の許可を得て広告その他の事業を行うことができます」とありますが、「広告その他の事業」の実施に際して県及び市に使用料を支払う必要はなく、またその実施によって得られる収入は指定管理者の収入とできるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書	1-2	2-(7)	統括責任者、専任の営業担当の配置を仕様とされているが、そのほかの人員を含む現在の運営人員体制（含む、舞台操作、設備管理、清掃、警備）（含む、委託）を、ご教示ください。	現指定管理者の内部管理に関わる情報のため公表しません。
22	仕様書	2	3-(1)-③	「電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者及び防火・防災管理者を選任」し、「防火・防災管理者については、職員が資格を保有」とありますが、電気主任技術者と建築物環境衛生管理技術者は非常駐もしくは外部委託先での選任でも構わないでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	仕様書	2	3-(2)	備品のリストを開示ください。	あきた芸術劇場ミルハス公式ウェブサイト（ホーム＞施設を利用する＞資料ダウンロード）において公表していますので、ご確認ください。 ■あきた芸術劇場ミルハス公式ウェブサイト（資料ダウンロードページ） [https://akiat.jp/rental/download/]
24	仕様書	3	4-(1)-②-I	利用の予約の受付については、窓口、FAX、メールのほか、ウェブサイト等を利用した施設予約システムを導入し、行うこと。とございますが、現在の予約システムや業務システムの所有権はどこにありますでしょうか。	予約システムは県及び市が調達しており、現行システムを引き継ぐことが可能です。 業務システムは指定管理者が調達することとなります。
25	仕様書	3	4-(1)-②-I	「施設予約システム」は、県及び市が導入したものか、指定管理者が独自に導入したものか、どちらでしょうか。後者の場合、指定管理者交代の際に引継は可能でしょうか。	No. 24のとおりです。
26	仕様書	4	4-(1)-③-I	「大・中ホールの催事本番においては、（中略）原則として3名以上を配置すること」とありますが、ホールの利用料金には舞台スタッフ3名分の人件費が含まれているという認識でよろしいでしょうか。 また、大・中ホールで3名を超えて配置が必要な場合と、小ホールでの催事本番で舞台スタッフが必要な場合には、利用者から増員舞台スタッフ費を受領していますでしょうか。	利用料金に人件費は含まれていません。 また、スタッフ増員分の人件費は受領していません。

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
27	仕様書	4	4-(1)-④-イ	「備品等の器具利用料金とホール利用料金を組み合わせたセット料金等も設定」とありますが、現在設定されているセット料金をご教示ください。	大ホールもしくは中ホールにおいて利用した次の設備について、その料金総額(税込)の10%を減額しています。 ①照明設備一式 【対象となる照明設備】 ボーダーライト、アッパーホリゾンライト、ロアーホリゾンライト、クセノンピンスポットライト、移動型調光卓、ミラーボール、星球、照明用効果器、フットライト、ハロゲンスポットライトA・B、フォロースポットライト、LEDスポットライトA・B、ライト用スタンド ②ひな壇用の舞台設備一式 【対象となる舞台設備】 平台、開き足、箱足
28	仕様書	4-6	4-(3)	①～⑫について、業務仕様の詳細(設備内容、業務内容等)を、ご教示ください。 ①～⑫について、その業務を委託されている場合、委託先、および委託金額(年間)を、ご教示ください。	業務の詳細は、申請者の提案事項となりますので、「あきた芸術劇場指定管理者業務仕様書」4-(3)及び別表3に基づいて計画を策定してください。 現行の委託先及び委託金額は、現指定管理者の営業に関わる情報のため公表しません。
29	仕様書	5	4-(3)-⑩	常駐警備員は、2名程度となっていますが、現状の開館時間中の警備体制を、ご教示ください。	開館時間の間、警備員2名以上を配置し、巡回警備等を行っています。
30	仕様書	5～6	4-(3)-⑪	ア 飲食施設等について、行政財産使用料を、ご教示ください。 また、現在委託されていれば、委託先から徴求する、光熱水費、清掃等維持管理経費、施設使用料の、過去実績(3年分)を、ご教示ください。 イ 自動販売機について、行政財産使用料を、ご教示ください。 仕様書で指定されている6台が、現在指定管理者の管理する設置台数で、よろしいでしょうか、ご教示ください。 自動販売機の販売手数料について、過去実績(3年分)を、ご教示ください。 ウ 物品販売等について、コピー課金手数料、チケット販売手数料、物販代行手数料は、その対象で、よろしいでしょうか、ご教示ください。 飲食施設等および自販機以外の物販販売収入の過去実績(3年分)を、ご教示ください。	飲食施設等運営業務は、「あきた芸術劇場業務仕様書」4-(3)-⑪に記載のとおり指定管理業務としており、行政財産目的外使用料は徴収していません。 自動販売機について、現指定管理者が管理する設置台数はお見込みのとおりです。 物品販売等の対象については、お見込みのとおりです。 飲食施設等や自動販売機、およびこれら以外の物品販売等に係る収入実績は、現指定管理者の営業に関わる情報のため公表しません。
31	仕様書	6	4-(3)-⑫	駐車場について、過去3年間の利用状況、利用収入実績、維持管理業務費用実績を、月別に、ご教示ください。	過去3年間の駐車場利用台数及び利用料収入実績を、「(資料2)あきた芸術劇場管理運営状況(令和5年度～令和7年度)」により公表しました。 駐車場維持管理業務費用の年間実績は次のとおりです。月別実績は、現指定管理者の営業に関わる情報が含まれるため公表しません。 令和5年度：3,843,290円 令和6年度：4,651,240円 令和7年度：4,256,340円

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
32	仕様書	6	4-(4)	企画事業（県主催事業）について、令和4～7年度の実施事業名、参加者数、収支実績を開示願います。	県主催事業の実施事業名、参加者数を「（資料3）あきた芸術劇場県主催事業実施状況（令和4年度～令和7年度）」により公開しました。 収支実績は、現指定管理者の運営ノウハウに関わる情報が含まれるため公表しません。
33	仕様書	6-7	4-(4)	「音楽、演劇等の事業ジャンル又は公演、アウトリーチ等の実施に専門性や人脈を持つ者（芸術監督、プロデューサー等）を配置すること」とありますが、専門性や人脈を持つ人材は限られていることから、非常勤としてもよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、業務体制について事業計画書に記載してください。
34	仕様書	6	4-(4)	現在の指定管理者が実施している事業の中で、継続すべき事業がありましたらご提示ください。	業務内容は「あきた芸術劇場業務仕様書」に記載のとおりです。 現在の指定管理者が実施している事業の継続について義務付けはありませんので、申請者の創意工夫やノウハウを活かした事業をご提案ください。
35	仕様書	6	4-(4)	企画事業（県主催事業）の実施にかかる施設使用料は免除でしょうか。	免除となりません。
36	仕様書	7	4-(4)	各分類①②③に定められた事業数は、日数・時間数にかかわらず、同一機能であれば1事業とカウントされますでしょうか。例えばロビーコンサートを年間3公演実施した場合、3事業と数えるのか1事業と数えるのかをご教示ください。	1公演1事業とカウントして差し支えないですが、特定の事業に偏りが無いよう計画してください。
37	仕様書	7	4-(4)-①-3	ここでいう「通年」とは「一年間を通じて適宜行う」という意味でしょうか。それとも、毎週、毎月といった一定の期間において、何らかの成果物を県民・市民に示す必要がありますでしょうか。	お見込みのとおり「一年間を通じて適宜行う」という意味であり、一定の期間ごとに成果物を提示することを求めるものではありません。
38	仕様書	7	4-(4)-②	ここで求められる「アウトリーチ」「芸術文化団体」は、いずれも県全域を対象とするのお考えでしょうか。それとも③同様、本施設を中心とした秋田市およびその周辺市町村を対象とするのお考えでしょうか。	県全域を対象とします。
39	仕様書	9	4-(5)-③	県および市が定期的に発行する広報物「あきたびじょん」「広報あきた」に毎号、企画事業の情報を掲載することは可能でしょうか？可能な場合、有料・無料のいずれでしょうか。	広報誌の紙面が限られており、掲載が見送られる場合や、ご希望の掲載時期に沿えない場合があるため、毎号の掲載はできません。 掲載する場合の費用は無料です。
40	仕様書	9	4-(5)-⑤	現在の会員組織の会員数をご教示ください。	令和8年3月末時点で5,321人です（会員94人、ウェブ会員5,227人）。
41	仕様書	9	4-(5)-⑥-1	「劇場で実施する企画事業（県主催事業）の入場券は、秋田市以外においても購入できるようにすること」とありますが、現在秋田市以外で購入できる場所をご教示ください。	あきた芸術劇場ミルハス公式ウェブサイトからのオンライン購入、電話予約による購入、コンビニエンスストア（セブンイレブン）での支払及び発券が可能です。

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
42	仕様書	10	4-(6)-⑤	現在の回線使用料を開示願います。	来館者用公衆無線LAN使用料は、年間205,000円です。
43	仕様書	11	4-(6)-⑦-オ	AEDは、県及び市の備品でしょうか。	別表3-ウのとおり、指定管理者がリース又は購入にて調達することとなります。
44	仕様書	11	4-(6)-⑧-エ	引き継ぐべきリースがありましたらご教示ください。	「あきた芸術劇場指定管理者募集要項」9-別表(9)-②のとおりです。
45	仕様書	11	4-(6)-⑨-7	公立文化施設協議会の加入にあたり、ミルハスは秋田県内の幹事施設として、会議の開催を取り仕切るなどの役割はございますでしょうか	あきた芸術劇場は秋田県公立文化施設協会の会長施設となっており、役割についてはお見込みのとおりです。
46	仕様書	12	5-(1)-②-イ	令和4～7年度において臨時休館を実施した日とその理由をご教示ください。	令和4年度から令和7年度までの臨時休館日は次のとおりです（括弧書きは理由）。 令和4年度：12月6日（電気設備年次点検）、3月7日（雑用水槽清掃） 令和5年度：10月31日（電気設備年次点検）、3月19日（雑用水槽清掃） 令和6年度：11月12日（電気設備年次点検）、3月18日（雑用水槽清掃） 令和7年度：11月11日（電気設備年次点検）、3月17日（雑用水槽清掃） ※雑用水槽清掃日は、トイレ洗浄水停止に伴う休館。
47	仕様書	12	5-(2)-7	現在の受付窓口の対応時間は午前9時～午後8時のようですが、諸室の鍵の受け渡しは午後8時以降はどのように対応しているのでしょうか。	施設の予約受付対応は午前9時から午後8時までとしておりますが、諸室の鍵の受け渡しは午後8時以降も施設職員が行っています。
48	仕様書	12	5-(2)-イ	総合案内の現在の職員配置時間帯をご教示ください。	現在は、ホールでの催事開催時間に応じて職員を配置しています。
49	別表3	-	ウ	ピアノの項目に、楽屋 L3のグランドピアノとピアノ庫内のC7Xが含まれていないと思われませんが、これらは点検の対象外でしょうか。	別表3-ウ-「ピアノ」-「フルコンサートグランドピアノ」に含まれています。（フルコンサートピアノとグランドピアノが含まれます。）
50	様式5-1 様式5-2	-	-	光熱水費について、過去3年間の使用量及び使用料金の実績を、月別に、ご教示ください。	月別の光熱水使用量及び光熱水費を「（資料2）あきた芸術劇場管理運営状況（令和5年度～令和7年度）」により公表しました。

あきた芸術劇場指定管理者の募集要項等の内容に関する質問に対する回答

令和8年9月8日(火)
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課
秋田市観光文化スポーツ部文化振興課

No	該当部分	ページ	項目番号	質問内容	回答内容
51	様式5-1 様式5-2	-	-	過去3年間の、収支実績を、ご教示ください。 加えて、収入については、指定管理料、利用料金収入、企画事業収入（入場料収入等）、その他収入（飲食施設等収入、自動販売機収入、物品販売等収入、駐車場収入）に分けて、支出については、人件費、事務費、管理費、企画事業費、その他に分けて、ご教示ください。 また、事務費、管理費、その他については、具体的費目に分けて、ご教示ください。 指定管理料以外に、光熱水費等物価上昇に伴う補填金があれば、それについても、過去実績を、ご教示ください。	現指定管理者の営業及び経営に関わる情報が含まれるため、県が実施している指定管理者導入施設評価における「指定管理者制度導入施設評価票」及び「（資料2）あきた芸術劇場管理運営状況（令和5年度～令和7年度）以外の収支実績は公表しません。 なお、指定管理料以外に光熱水費を追加交付した実績はありません。
52	その他	-	-	現地見学会の状況を念頭に置いてお伺いします。練習室の利用状況によっては、エントランスロビーまたは隣接する練習室に音が漏れる可能性が見受けられましたが、そのことを考慮し、現指定管理者が自主的にホール、諸室の利用を制限したり、実質的な利用がなくても貸し出しをしなかった実績などがあれば詳細をお示しください。	事例としては、練習室での和太鼓の使用は、ホワイエやホール等に音が響くため使用をご遠慮いただいております。 なお、これまでに自主的に利用制限等を行った実績はありません。